

**「活字文書読上げ装置」が
身体障害者日常生活用具
に指定されました**

福祉課 ☎66・1106

「活字文書読上げ装置」は、文字情報が入力された文書を差し込むと、その文書を「音声」で読み上げる装置です。

この装置の給付対象は、視覚障害2級以上の方です。

申請により給付しますのでご利用ください。ただし、所得に応じて利用者負担があります。

手当を振り込みます

児童課 ☎66・1108

児童手当と特例給付の2月期支払分(10月～1月分)を2月10日(火)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

**在宅ねたきり老人等
手当を振り込みます**

長寿課 ☎66・1105

1月期支払分(8月～11月分)を1月23日(金)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

手当を振込みます

福祉課 ☎66・1106

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の11月分～1月分を2月10日(火)以降に、受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

**おむつの必要証明書を
発行します**

長寿課 ☎66・1176

おむつ代の医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わり、要介護認定をうけている方は「おむつ必要証明書」を長寿課介護保険担当で発行します。
対象 おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であり、主治医意見書に所定の記載がされている方

**市民税・県民税(第
4期)の納付について**

税務課 ☎66・1116

市民税・県民税の第4期の納期限は2月2日(月)です。金融機関の窓口で納められる方は、お手元にある納付書綴り

**放置自転車の
整理をします**

都市施設課 ☎66・1141

をお持ちになつて納付してくださるようお願いいたします。ただし、市民税・県民税の第4期以降を預金口座から引き落とすことを依頼された方は、金融機関の窓口で納めないうちご注意ください。

市の管理する公共駐輪場に長期放置してある自転車を整理します。自転車を長期間放置されている方は、速やかに持ちかえりください。
とき 1月下旬～2月上旬
ところ 市内17カ所の公共駐輪場

整理方法 公共駐輪場に置かれている自転車に調査札を取り付けます。2週間経過しても札の付いている自転車は、放置自転車と判断し、ほかの場所へ移動します。

移動後の処置 移動した自転車に記載の住所・氏名・防犯登録により、所有者を調査します。市から引取通知を発送し、所有者に引き取っていただきます。
※盗難などにより自転車を紛失された方は、今回の整理

で見られることもありませんが、住所・氏名の記載のない自転車は連絡する手段がありません。自転車には、必ず住所・氏名を記載してください。



標準小作料の改訂

農業委員会 ☎66・1127

標準小作料の年額が次のとおり改訂され、1月1日から適用されました。

区分	金額 (10アール当たり)
田の部	1万4千円
畑の部	1万7千円
樹園地の部	2万円

なお、小作料の額を変更または決定する場合は、改訂された標準小作料を参考にし、著しく高額にならないように決めてください。

お気軽にご相談ください 相談は無料。秘密厳守です。

場所●勤労福祉会館相談室	
よろず相談	とき 2月9日(月) 午前10時～午後3時 相談員 民生児童委員
法律相談(予約制)	とき 2月6日(金) 午後1時～4時 ※予約受付は1月26日(日)からです 相談員 弁護士
問合先	両方ともに ☎69・3911

名称	とき	ところ	相談員	問合先
女性悩みごと相談	一般	2月5日(木)・19日(木) 10:00～15:00	愛知県女性相談員	児童課 ☎66・1108
	子育て家庭	毎週月～金 9:30～17:00	家庭児童相談室(市役所新館2階) 家庭児童相談員2名	
	母子家庭等	毎週月・火・水 9:30～17:00	児童課	母子自立支援員
	育児不安	毎週月～金 9:00～17:00	蒲郡市地域子育て支援センター(みどり保育園内)	子育て支援センター職員(主任保育士)